

会 議 録

会議名	平成30年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成30年11月1日(木) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	濱野智徳、益田あゆみ、田頭寿晃、小林功、小俣朋宏、西田剛	
	その他	なし	
	事務局	高橋啓之 経済課長 鈴木拓也 産業振興係長 津田理恵 産業振興係主任	
傍聴の可否	○可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成30年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成30年11月1日（木）

午前10時00分～

場 所：商工会館小会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 平成29年度融資あっせん・実行状況について

(2) 平成30年度融資あっせん・実行状況について

(3) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 平成29年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)

資料2 平成30年度小口事業資金融資あっせん申込・実行結果集計(月別)

資料3 小口事業資金に係る予算の執行状況について（平成28年度～平成30年度）

資料4 運転資金にかかる借換資金申込状況

資料5 セーフティネット保証5号について

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員6名中6名の出席を得ている。小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成30年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、新委員を紹介した後、議事進行を会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成29年度融資あっせん・実行状況について

(2) 平成30年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 平成29年度及び平成30年度（平成30年9月末日現在）の状況について資料1・資料2をもとに、申請件数及び資金種別、業種別、経営組織別の実行件数等を説明。続いて資料3をもとに平成28年度から平成30年度第I・四半期までの保証料補助金及び利子補給金に係る予算の執行状況について報告を行った。さらに資料4をもとに運転資金にかかる借換資金の申込状況について報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 平成30年度の否決(1件)について、理由を教えてほしい。平成30年度の開業資金(3件)の事業内容を教えてほしい。

事務局： 平成30年度の否決(1件)については、返済能力不足との回答を得ている。平成30年度の開業資金申請者の事業内容は、小売業、コンサルタント業、福祉サービス業である。

委 員： 返済能力不足の内容をもう少し具体的に教えてほしい。

事務局： 個別の内容は把握していないが、信用保証協会で事業者の決算状況等を確認し、返済能力が不足していると判断されたと認識している。

委 員： 金融機関の受付の後、保証協会の審査となる。金融機関でも財務状況をチェックするが、金融機関で否決となるよりは、信用保証協会の審査で否決と判断されるケースがほとんどである。決算状況が厳しかったり、他の借入が多いなど、総合的な判断で保証が難しいということになったと思う。

委員： 申請者への否決の理由の説明は、どこからなされるのか。

委員： 保証協会から説明されるケースもあるが、基本的には保証協会から金融機関に説明され、金融機関から申請者に説明している。場合によっては金融機関独自の融資を検討することもある。

委員： 平成30年度から、住所要件が緩和されたが、代表者の住所が小金井市以外で申し込みされた事業者は何先あったか。

事務局： 9月末までの件数は6件で、すべて運転資金であった。昨年度同時期と比べ、運転資金全体では5件増えているが、年度ごとのばらつきの範囲内とも見受けられるため、今後も様子を見守っていきたいと考えている。

委員： 我々も告知に努めているが、これまで住所要件で対象外となり、制度を利用していなかった事業者の中に、制度改正のことを知らない事業者がいるかもしれないので、申請は増えると思う。また、借換資金の方も今後申請が増えると思う。

会長： 利子補給はいつのタイミングで行っているか。

事務局： 3か月に一度、直前の3か月分を集計し、金融機関に送金し、金融機関から各事業者に送金している。

会長： 戻入れが出るケースはあるのか。

事務局： 例えば、7、8、9月分を11月に利子補給しているが、送金後に、9月までの間にあっせんの対象外となる変更があった報告を受けた場合、返還を求める。

委員： 融資の途中であっせん要件を満たさなくなるケースはどのくらいの頻度であるか。

事務局： 年に1回程度である。

委員： 借換資金について、事業者の反応はどうか。借入履歴を見ると繰り返し利用している事業者が多いようなので、申し込みも増えるのかなと思われるが、いかがか。

事務局： 借換資金の申請は、ほぼ全員が金融機関を通しての申し込みとなっている。金融機関からの周知によって借換資金というメニューを知り、申し込んでいると見込まれる。事業者本人が借換資金を申し込みたいと言って窓口に来たケースはない。ただ、窓口に来た方には、借換資金を新設したことをお知らせしている。

委員： 借換資金が新設され、月々の返済額を増やさずに手元の資金を残すことができることで事業者は歓迎している。

事務局： 借換資金を新設し、不安な部分もあったが、キャッシュフローを整えることをメリットに感じている事業者が一定数存在することを認識し、事業運営の一助になったのではないかと感じている。

委員： 金融機関を通しての申請と、事業者本人による直接の申請の割合は、どのような配分か。

事務局： 半分以上は金融機関を通した申請である。

委員： 金融機関から制度を周知し、申し込みを受け付けているのか。

委員： 融資の相談を受けた時に、選択肢の一つとして市の制度融資を提案している。

会長： 取扱金融機関について、JA東京むさしの支店が統合すると聞いているが、パンフレットの記載はどうするか。

事務局： JA東京むさしの支店の統廃合は12月10日と聞いている。対応を今後検討する。

会長： 西武信用金庫は武蔵境支店だけでなく、国分寺支店と花小金井支店があり、市内に営業に来ているようなので、取扱金融機関を検討する際には、西武信用金庫の支店を増やす方が事業者にとってよい。

委員： 借換資金については、私は推進してきた立場である。資料4に関わる情報は今後も示してほしい。

事務局： 承知した。

会長： 次回以降は、資料の「その他」の内容を記載しておくとしてよい。

事務局： 承知した。

会長： NPO法人からの申し込みはあるか。

事務局： 申し込みは可能だが、現在は申し込みはない。

(3) その他

セーフティネット保証5号について

事務局： 資料5をもとに、セーフティネット保証5号の概要及び小金井市における平成30年度（平成30年9月30日現在）の認定申請件数について報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

会 長： 現状申し込みがないとのことだが、平成30年度このまま申し込みがなかったとして、事務局として今後どのようにすべきか考えはあるか。

事務局： セーフティネット保証は国の制度であり、事業者が制度を利用するために区市町村で認定を受けるというもので、市は認定のみを行っている。国の制度が継続する限り、引き続き認定の受付を継続し、制度改正等があれば都度周知していく。

3 閉 会